

第7期船橋市障害福祉計画及び
第3期船橋市障害児福祉計画
(令和6～8年度)

令和6年3月

船 橋 市

一 目 次 一

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	5
4	計画に対する取り組み	6
5	計画の基本理念	9
II	障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容	12
1	障害福祉サービス	13
(1)	訪問系サービス	13
(2)	日中活動系サービス	14
(3)	居住系サービス	16
2	相談支援	17
3	地域生活支援事業	18
(1)	理解促進研修・啓発事業	18
(2)	自発的活動支援事業	18
(3)	相談支援事業	18
(4)	成年後見制度利用支援事業	19
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	20
(6)	意思疎通支援事業	20
(7)	日常生活用具給付等事業	20
(8)	手話奉仕員養成研修事業	21
(9)	移動支援事業	21

（10）地域活動支援センター事業	22
（11）専門性の高い相談支援事業	23
（12）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	23
（13）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	23
（14）その他事業	24
（15）地域生活支援促進事業	26
4 障害児通所支援及び障害児相談支援	27
（1）障害児通所支援	27
（2）障害児相談支援	28
III 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	29
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	32
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	35
3 地域生活支援の充実	36
4 福祉施設から一般就労への移行等	37
5 障害児支援の提供体制の整備等	39
6 相談支援体制の充実・強化等	41
7 障害福祉サービス等の質の向上	43
8 発達障害者等の支援	45
IV 障害福祉サービス及び相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策	47
1 障害福祉サービス	47
（1）訪問系サービス	47
（2）日中活動系サービスⅠ	48
（3）日中活動系サービスⅡ	49
（4）日中活動系サービスⅢ	50
（5）居住系サービス	50
2 相談支援	52

V 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策	53
(1) 理解促進研修・啓発事業	53
(2) 自発的活動支援事業	53
(3) 相談支援事業	54
(4) 成年後見制度利用支援事業	55
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	55
(6) 意思疎通支援事業	56
(7) 日常生活用具給付等事業	57
(8) 手話奉仕員養成研修事業	57
(9) 移動支援事業	58
(10) 地域活動支援センター事業	59
(11) 専門性の高い相談支援事業	60
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	61
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	62
(14) その他事業	63
(15) 地域生活支援促進事業	66
VII 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策	67
1 障害児通所支援	67
2 障害児相談支援	69
VII 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進	70
1 制度等の周知	70
2 制度の円滑な実施	70
3 計画達成状況の点検及び評価	70

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者総合支援法¹及び児童福祉法により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施のため、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定が義務づけられています。

本市では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの見込み量及び見込み量確保のための方策を定めることとし、障害福祉計画及び障害児福祉計画を3か年ごとに策定し、計画的に施策を推進してきました。

本計画は、前計画を引き継ぎ、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体のものとして、「第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画」を策定し、支援の提供体制の確保や円滑な実施に向け、取組をさらに推進しようとするものです。

¹ 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

＜障害者総合支援法抜粋＞

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（以下 略）

＜児童福祉法抜粋＞

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

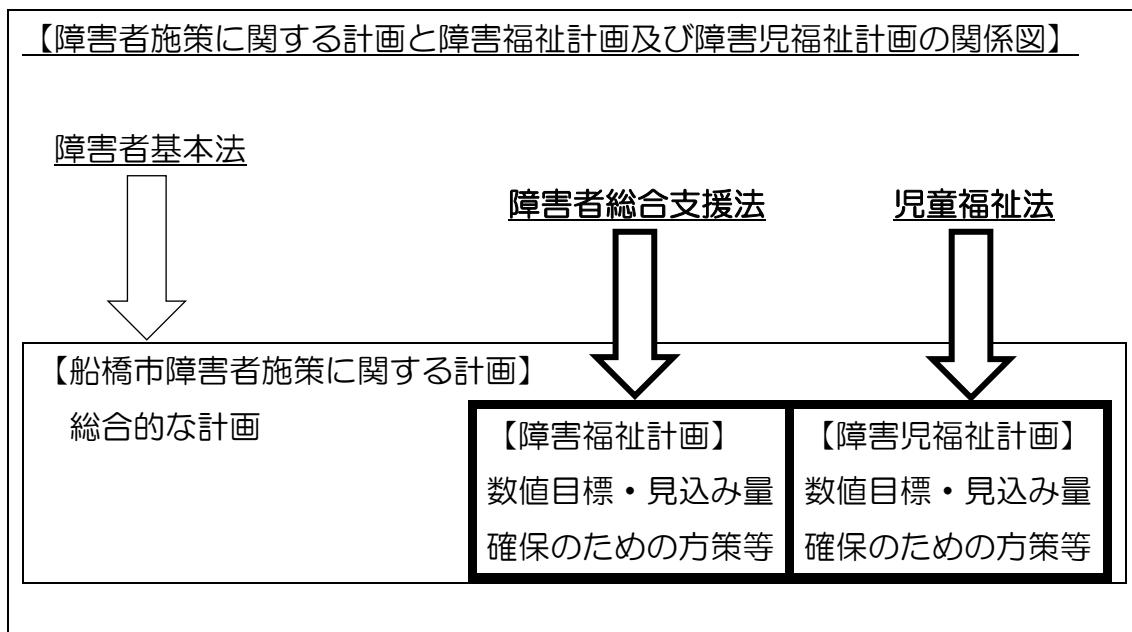
（以下 略）

2 計画の位置づけ

(1) 障害者施策の関連法・関係計画

本市においては、障害者基本法に基づき「船橋市障害者施策に関する計画」を策定しており、障害のある人のための施策の最も基本的な計画として、さまざまな分野について施策の推進を図ることとしています。

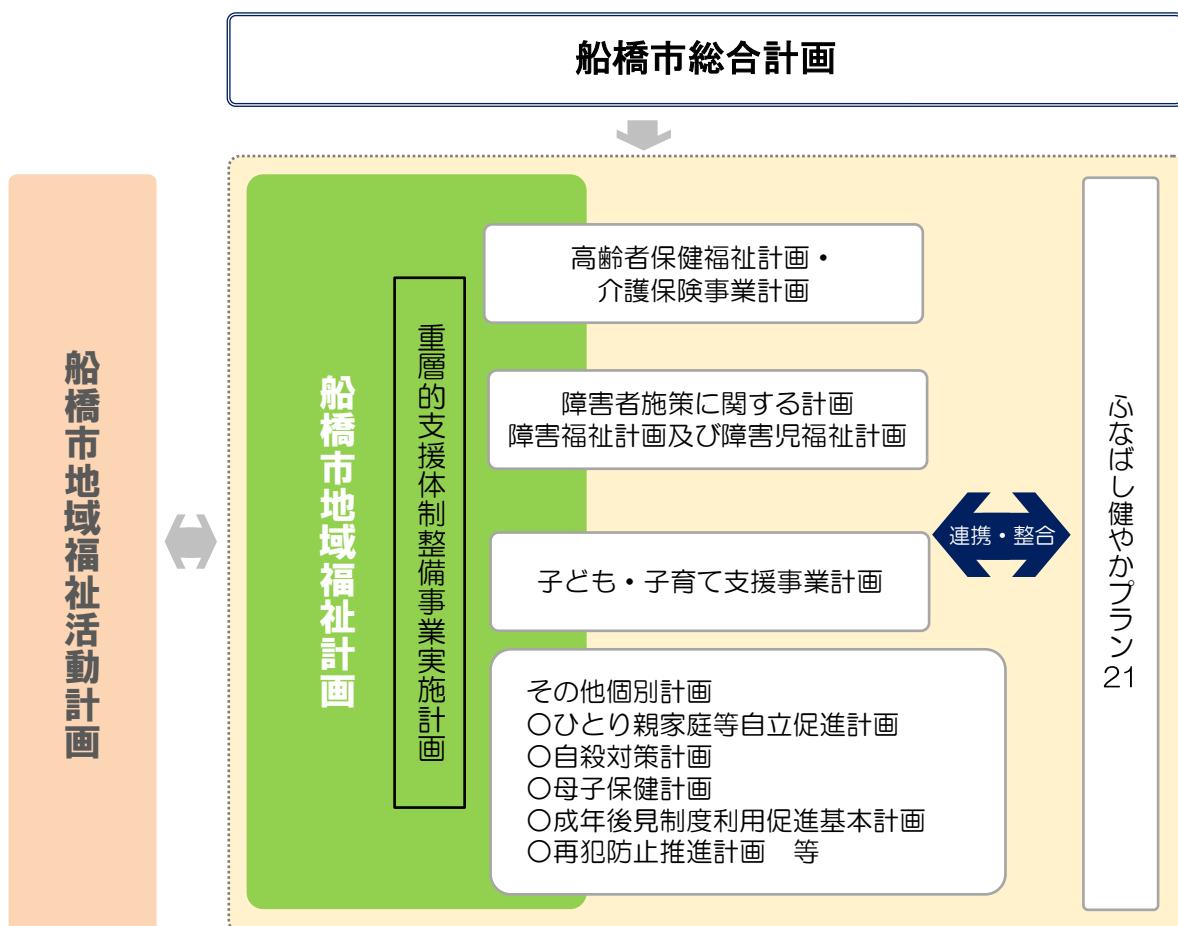
一方、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく本計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や見込み量を定める計画であり、国の基本指針において、「障害者施策に関する計画」と調和を保つこととされています。



（2）船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「第3次船橋市総合計画」の個別計画です。

また、福祉分野の上位計画である「第4次船橋市地域福祉計画」やその付随計画の「重層的支援体制整備事業²実施計画」や市のほかの関連計画との整合性を図っています。



² 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これらを一体的に実施する事業のこと。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。ただし、計画期間中において、本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改正等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

「船橋市障害者施策に関する計画」と「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との計画期間や内容の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
総合計画（R4～13 年度）【10 年】				
第4次地域福祉計画（R4～8 年度）【5 年】				
第4次障害者施策に関する計画（R4～8 年度）【5 年】				
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (R3～5 年度)【3 年】		第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (R6～8 年度)【3 年】		

4 計画に対する取り組み

第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画の策定以降、本市では、障害のある人や障害のある子供が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、さまざまな施策を推進してきました。

●地域で自立した生活を送るための施策

- ・地域生活への移行に際し、重要な役割を担うグループホームに対しては、新規で開設する事業者に対する整備費の補助に加え、運営費に対する補助を引き続き行いました。令和4年度は8施設に対して、施設の新築に係る整備費の補助を行いました。
- ・障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備については、地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用を行っています。拠点運営委員会において、運営評価及び検討を行っており、令和3年度は2回、令和4年度は3回、評価及び検討を行いました。
- ・判断能力が不十分な知的・精神障害者等を保護し、支援するための制度である成年後見制度の利用促進を図るため、NPO法人PACガーディアンズへ委託し、船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する相談や困難ケースの障害のある人について法人後見業務を行っています。また、運営会議を毎月1回実施し、関係機関で情報共有及び連携の強化を図りました。

●一般就労を促進するための施策

- ・船橋市自立支援協議会の就労支援部会を中心に障害者就労の推進のための検討を行っています。
- ・障害のある就職希望者、あるいは在職中の方が抱える問題について、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面・生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターに、国・県が配置している支援員数に1名増員するための補助金を交付しました。就職に向けた準備支援や職場定着に向けた支援などのセンターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進や職場

定着に努めました。

- ・船橋公共職業安定所が主催する障害者雇用促進合同説明会を共催することで、雇用機会の拡大を図りました。
 - ・障害者職場実習先開拓員が事業所を訪問し、企業に対して障害のある人への理解の促進や一般就労に向けた職場実習先の確保に積極的に取り組み、職場実習を受け入れた企業への奨励金を交付しました。
- また、職場実習や雇用を受け入れた事業所の取組を事例集にまとめ、そのノウハウを広く周知することにより、障害のある人の雇用の推進を図りました。
- ・特別支援学校在校生の実習や一般企業へ就職した卒業生、雇用を受け入れた事業所による事例発表のほか、障害者雇用を啓発する絵本の刊行や障害者雇用推進・啓発イベント「『はたらく』ということ」の開催等により、障害のある人と共に働くことを考える機会を設けることでダイバーシティの推進を図りました。
 - ・障害のある人を多数雇用し、働きやすい環境を作るための工夫や、職場実習の受け入れを積極的に行っている事業所を船橋市障害者雇用優良事業所「ふなばしおひあつたかんぱにー」として表彰し、広く周知することで、障害のある人の雇用の推進を図りました。
 - ・企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が、職場定着も含めた一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。令和4年度は「発達障害者の就労支援」をテーマに研修を開催し、障害のある人の就労支援の推進に努めました。
 - ・市内の就労移行支援事業所が主体となり開催されている就労移行支援事業所連絡会に、障害者就業・生活支援センター、行政が参加し、障害者就労支援の現場の意見や障害者職場実習先開拓員が開拓した実習先情報等の情報共有を行い、関係機関の連携強化を図りました。

●障害のある子供や発達が気になる子供に関する相談体制及び療育施設の充実

- ・こども発達相談センターでは、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配事の相談に応じたほか、障害のある子供の教育・保育環境の充実を目指して、市内の幼稚園、保育所等を訪問し、巡回相談を行いました。また、市内の幼稚園、保育所、民間児童発達支援事業所等の職員に対し、合理的配慮の理解等を目的に「発達支援のための講演会」を開催しました。
- ・船橋市東簡易マザーズホームでは、保護者の要望を受け、医療的ケア児を含む通所児童に対し、母子分離事業を令和3年度から開始しました。
- ・千葉県医療的ケア児等支援センターの開設（令和4年7月）により、医療的ケア児等コーディネーターの役割が明確化されたことを受け、障害児相談支援専門員を医療的ケア児等コーディネーターとして配置するとともに、職種間の連携を強化して相談支援の充実を図ることを目的として、船橋市医療的ケア児等コーディネーター部会を設置し、令和5年2月に開催しました。また、令和5年度には医療的ケア児とその家族を対象としたアンケート調査も行い、実態及びニーズの把握に努めました。
- ・市内事業所の質の向上を目的として、船橋市放課後等ディサービス事業所協議会及び船橋障害者相談支援事業所連絡協議会と連携し、放課後等ディサービス、障害児相談支援の事業者間の意見交換会を開催しました。
- ・平成29年度から配布しているライフサポートファイルについて、活用を促進するため、保護者アンケートの結果を踏まえてサイズや内容を見直し、令和4年度に改訂版を発行しました。

5 計画の基本理念

本計画の基本理念は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障害のある人や障害のある子供の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、新たに国が示した基本指針との整合を図った上で、次に掲げる7点とします。

（1）障害のある人や障害のある子供の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人や障害のある子供が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）障害種別にかかわらない一元的なサービスの実施

障害種別にかかわらず、障害のある人や障害のある子供が必要とするサービスを利用できるよう、サービス体制の充実を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害に含まれるものとしてサービスの給付の対象となっているところであります。その旨の周知を図ります。さらに、難病患者等³についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人や障害のある子供の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人や障害のある子供の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO法人などによるインフォーマ

³ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）に掲げる疾病による障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者

ルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

障害の有無にかかわらず地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、障害のある人への理解促進の取組や地域の実情に応じた、制度を超えた切れ目のないサービス確保を推進します。また、社会福祉法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図ります。

（5）障害のある子供の健やかな育成のための発達支援

障害のある子供本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、身近な地域で障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を受けられるよう、障害児通所支援、障害児相談支援のサービス提供体制の充実を図ります。

また、障害のある子供のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が協議会等を通じて連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害のある子供が地域の保育、教育等を受ける中で、保育所等訪問支援や巡回相談などを活用することで、障害の有無にかかわらず、全ての子供が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、医療的ケア児が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（6）障害福祉人材の確保・定着

障害のある人の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制と併せて、人材の確保・定着が重要であるため、人材の新規獲得及び安定的な雇用の確保や職場環境の整備などの定着に向けた取組を進めます。

（7）障害者の社会参加を支える取組の定着

障害のある人が作品を発表できる機会の確保を通じて、社会参加の促進を図ります。また、読書することが難しい視覚障害者等が利用しやすい点字図書や電子書籍等の充実を通じて、読書環境の整備を進めます。

さらに、障害のある人の情報取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を図ります。

Ⅱ 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容

「障害福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」は、国と地方公共団体が費用を負担し、障害の種別にかかわらず全国一律で実施されています。

本計画において、障害福祉サービスは地域で暮らす障害のある人や障害のある子供の生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、夜間を過ごす住まいとそこでの支援を提供する「居住系サービス」に分類しています。

相談支援は、生活全般の相談、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行うものであり、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援があります。基本相談支援及び地域相談支援を行う事業を一般相談支援事業、基本相談支援及び計画相談支援を行う事業を特定相談支援事業といいます。

地域生活支援事業は、障害のある人や障害のある子供が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者に合わせた柔軟な事業形態により事業を実施するとされており、本市においては市町村必須事業として理解促進研修・啓発事業等、都道府県必須事業で中核市が実施可能な事業として専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業等、その他事業として福祉ホーム事業等を実施しています。

障害児通所支援は、療育等が必要な子供に対して、日常生活の基本的動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援を行うもので、障害児相談支援は、障害のある子供の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

各サービス及び事業の内容は、次のとおりです。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護

常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、その他生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行います。

行動援護

知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する人が行動する際、生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

（2）日中活動系サービス

生活介護

常に介護を必要とする人に対して、障害者支援施設等において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

自立訓練（機能訓練）

障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

自立訓練（生活訓練）

障害のある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人などであって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害のある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談や助言等の必要な支援を行います。

就労選択支援

障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。(令和7年10月施行予定)

就労移行支援

企業等へ就労を希望する障害のある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援B型

企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

療養介護

医療的ケアを必要とする障害のある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

また、療養介護のうち医療にかかるものを療養介護医療として提供します。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人が障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。

（3）居住系サービス

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害のある人に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納がないか、体調に変化がないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、その他生活等に関する相談や助言のほか、日常生活上の支援を行います。

2 相談支援

基本相談支援

地域の障害のある人等の福祉に関するさまざまな問題につき、障害のある人等、障害のある子供の保護者または障害のある人等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせてこれらの方、市町村及び障害者総合支援法第 29 条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいいます。

地域相談支援

地域移行支援及び地域定着支援のことをいいます。

- ①地域移行支援とは、障害者施設や精神科病院等に入院している精神障害者等に対し、住居の確保等に関する相談を行います。
- ②地域定着支援とは、居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に関する相談を行います。

計画相談支援

計画相談支援とは、障害福祉サービス利用申請時におけるサービス等利用計画案の作成、障害福祉サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成、作成されたサービス等利用計画が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）をし、必要に応じて見直しを行います。

3 地域生活支援事業⁴

（1）理解促進研修・啓発事業

障害のある人などへの理解を深めることや心のバリアフリーの推進を図るための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人などが日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

（2）自発的活動支援事業

障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人など、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

（3）相談支援事業

障害者相談支援事業 基幹相談支援センター

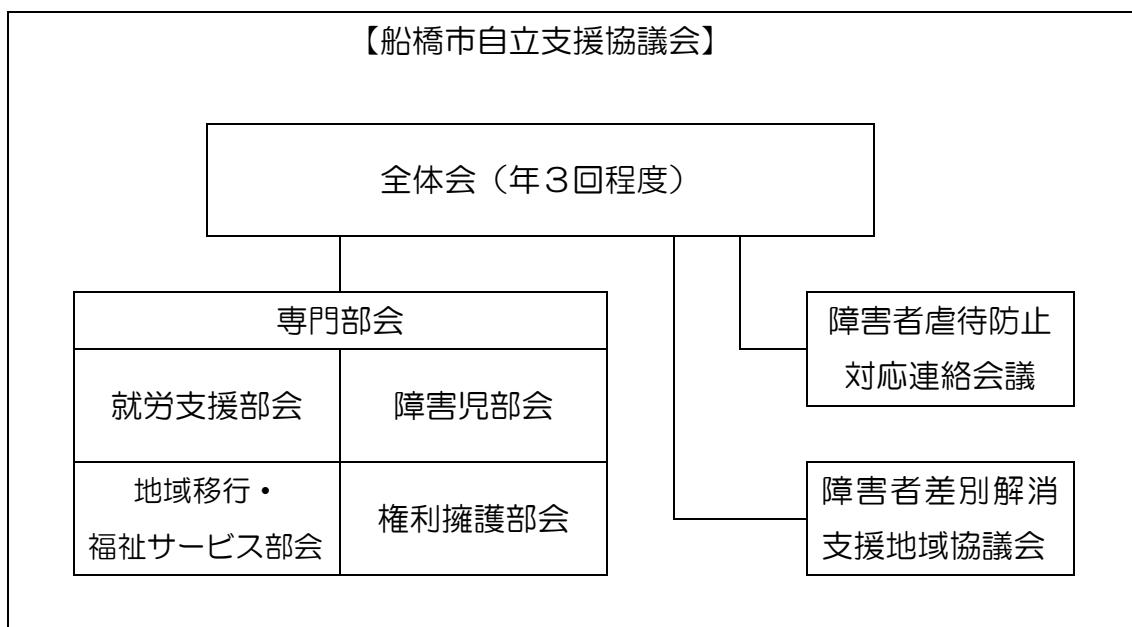
障害者相談支援事業は、市町村が、障害のある人などの福祉に関するさまざまな問題に対し、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害のある人などの権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う事業です。

本市では総合相談窓口において、障害の種別を問わず、障害のある人やその家族を対象とした相談業務を行っています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う、基幹相談支援センターと連携し、市内の相談支援体制の充実を図っています。

⁴ 令和6年度から令和8年度までの見込み量を設定した事業の内容となります。

船橋市自立支援協議会

船橋市自立支援協議会は、関係機関、関係団体、障害のある人及びその家族並びに障害のある人等の福祉・医療・教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場です。



基幹相談支援センター等機能強化事業

障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるように、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門的な資格を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

（4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を目的とした制度です。

（6）意思疎通支援事業

本市では、意思疎通支援事業として、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託して、手話通訳者派遣事業、手話通訳者設置事業、要約筆記者派遣事業、要約筆記者設置事業を実施しています。

手話通訳者派遣事業は、聴覚や音声・言語の機能障害のある身体障害者が、意思伝達の仲介者を得られないときに手話通訳者を派遣する事業です。

手話通訳者設置事業は、手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障害のある身体障害者が、市の窓口等での手話通訳や生活相談を受ける事業です。

要約筆記者派遣事業は、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、文字により、意思を伝達する要約筆記者を派遣する事業です。

要約筆記者設置事業は、要約筆記者が常駐し、手話による意思伝達が困難な聴覚障害者に、市の窓口等で文字により、意思を伝達する事業です。

（7）日常生活用具給付等事業

障害のある人などに自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とした事業です。

用具名	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、体位変換器、特殊マット、移動用リフト等
自立生活支援用具	火災警報器、入浴補助用具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	視覚障害者用体温計、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、透析液加温器、電気式たん吸引器等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用読書器、聴覚障害者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具

（8）手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話程度を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚や音声・言語の機能障害のある身体障害者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう目的とした事業です。

（9）移動支援事業

移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人などが外出のための支援を受けた場合に、その費用の一部を支給することにより、地域における自立生活及び社会参加を促す目的とした事業です。

本市では、移動支援事業は移動介護と通学通所支援の2つに分かれており、移動介護は社会上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援に利用でき、通学通所支援は通学通所の際に、保護者の疾病等の社会的理由により他の送迎手段や付き添いが得られない方に対し、自宅から送迎ポイント（バス停等）、対象学校や対象施設への送迎の支援に利用できる制度となっています。

福祉リフトカー事業

重度身体障害者及びねたきり高齢者の通院や会合等への参加の移動手段の一つとして福祉リフトカーの運行を行い、障害のある人の社会参加を促進しています。

リフトバス事業

機能訓練や教室の参加のために身体障害者福祉センターを利用する障害のある人で車椅子等の使用等により来館が困難な方を対象に、リフトバスを運行することにより、障害のある人の社会参加を促進しています。

（10）地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害のある人などの地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

事業内容により、地域活動支援センターⅠ型、地域活動支援センターⅡ型、地域活動支援センターⅢ型に分けられます。

地域活動支援センターⅠ型

創作的活動などの提供や社会との交流促進といった基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療・福祉と地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。また、あわせて相談支援事業を実施します。

本市においては、NPO法人船橋こころの福祉協会が指定管理者として船橋市地域活動支援センター（オアシス）を運営しています。

地域活動支援センターⅡ型

障害のある人の自立の促進、生活の質の向上などを図ることができるよう、障害のある人やその介護者の身体状況とその置かれている環境などに応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーションなどを適切かつ効果的に行う事業です。本市においては、実施事業所はありません。

地域活動支援センターⅢ型

障害のある人や障害のある子供に対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行う事業です。

（11）専門性の高い相談支援事業

障害児等療育支援事業は、在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を目的とした事業です。

事業の内容は、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、療育機関等施設職員の療育技術指導です。本市では、事業者へ委託することにより事業を実施しています。

（12）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚や音声・言語の機能障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などが自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とした事業です。

（13）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する体制を整備することにより、遠隔地での広域的な派遣や市単独で対応が困難となる他市町村との連携を必要とする派遣等を可能とし、聴覚や音声・言語の機能障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある人等が自立した日常生活を営むことができるようすることを目的とした事業です。

（14）その他事業

【日常生活支援】

福祉ホーム事業

住居を求めている障害のある人に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害のある人の地域生活を支援することを目的とした事業です。

本市においては、社会福祉法人千葉県福祉援護会が指定管理者として船橋市身体障害者福祉ホーム若葉を運営しています。

訪問入浴サービス事業

在宅の重度身体障害者等で入浴が困難な方に対して、事業所が簡易浴槽とボイラー設備を搭載した特殊自動車で訪問し、居室において入浴サービスの提供を受けた場合に、その費用の一部を支給することにより、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

生活訓練等事業

本市では、生活訓練等事業として、生活支援事業、中途失聴者・難聴者手話講習事業を実施しています。

生活支援事業は、視覚障害者などに対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。

中途失聴者・難聴者手話講習事業は、身体障害者手帳を持たない中途失聴者・難聴者に対し、手話講習会を開催し、手話の取得を促し、社会参加を促進する事業です。

日中一時支援事業

障害のある人などの日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息を目的とした見守り等の支援を受けた場合に、その費用の一部を支給する事業です。

【社会参加支援】

点字・声の広報発行事業

点字・声の広報発行事業については、文字による情報入手が困難な障害のある人などのために、点訳、音声訳により、広報ふなばしや、ふなばし市議会だよりを定期的または必要に応じて適宜、障害のある人などに提供する事業です。

自動車運転免許取得事業・自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【就業・就労支援】

更生訓練費給付事業

障害者施設等で社会復帰（就労）の訓練を受けている方を対象に、訓練を受けるために必要な物品の購入、または事業所へ支払った費用の一部を助成することで、社会復帰の促進を図る事業です。

知的障害者職親委託事業

知的障害者の自立・更生に熱意のある事業経営者などの職親に、障害のある人を預け、食住をともにする中で、生活指導・技能習得訓練を行い、障害のある人の自立を図る事業です。

【障害支援区分認定等事務】

障害福祉サービスのうち、介護給付の利用には、障害支援区分の認定が必要となります。障害支援区分の認定については、障害者総合支援法に基づき設置された市町村審査会において、適切かつ効率的に障害支援区分認定基準に照らした審査判定を行っています。

（15）地域生活支援促進事業

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援のための支援体制の強化や協力体制の整備、専門性の強化を図ることを目的としています。

本市においては障害者虐待の防止、養護者に対する支援などのため船橋市障害者虐待防止センター（はーふ）を設置しており、当該センターが実施する研修などの普及啓発活動を継続することで、地域住民の意識喚起及び関係団体等との連携の強化を図り、障害者虐待に係る地域の支援体制の強化を図ります。

また、困難案件や長期継続案件等の個別ケースについて対応や支援方針の助言のため、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第8条の規定に基づき障害者虐待防止対応連絡会議を設置し、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援等を行っています。

重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業

重度障害者が、大学等への通学時や大学敷地内において、身体介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成する事業です。

重度障害者等就労支援特別事業

重度障害者が、通勤時や職場等（在宅就労も含む。）において、身体介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成する事業です。

4 障害児通所支援及び障害児相談支援

（1）障害児通所支援

児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行います。

また、児童発達支援を行う事業所は、施設の基準に応じて「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業所」に区別されます。「児童発達支援センター」は、地域の障害のある子供の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害のある子供の家族や障害のある子供を預かる施設に対する相談や専門的な助言・援助を行います。

放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）又は専修学校等に就学しており、支援が必要と認められた障害のある子供を通所させて、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な支援や社会との交流の促進等の支援を行います。

保育所等訪問支援

障害のある子供が通う保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校などへ児童指導員や保育士等が訪問し、障害のある子供以外との集団生活への適応のための支援等を行い、訪問先施設のスタッフに対し、支援方法等の指導等を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害のある子供であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子供の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得等の児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を行います。

（2）障害児相談支援

障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、通所給付決定後の連絡調整及び「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。

Ⅲ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

国の基本指針では、令和8年度を目標年度として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を確保するための目標が示されています。下表の項目ごとに、本市の現状等を踏まえ、本市の目標や活動指標を設定します。

国の基本指針に示されている市町村の目標

項目	目標値
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
① 施設入所者の地域生活への移行	令和4年度末に施設に入所している者が、令和8年度末までに 6%以上地域生活に移行
② 施設入所者数の削減	令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに 5%以上削減
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ⁵	※活動指標のみ設定
3 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none">令和8年度末までに、少なくとも一つ以上の地域生活支援拠点等を整備するコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施する強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに状況や支援ニーズを把握

⁵ 国の基本指針において、成果目標が設定されていますが、都道府県が実施主体とされているため、本市においては、活動指標のみ設定します。

	し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める
4 福祉施設から一般就労への移行等	
① 福祉施設から一般就労への移行者数	令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上
② 就労移行支援を利用して一般就労した人数	令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.31倍以上
③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合	5割以上の事業所の割合が全体の5割以上
④ 就労継続支援A型を利用して一般就労した人数	令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.29倍以上
⑤ 就労継続支援B型を利用して一般就労した人数	令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上
⑥ 就労定着支援事業の利用者数	令和8年度に移行する者を令和3年度の移行実績の1.41倍以上
⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	全体の2割5分以上
⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進する	協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進める
5 障害児支援の提供体制の整備等	
① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する 令和8年度末までに、保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保する

<p>医療的ケア児支援のための関係機関の ③ 協議の場の設置及びコーディネーターの配置</p>	<p>令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する</p>
<p>6 相談支援体制の充実・強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置する 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する 地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する
<p>7 障害福祉サービス等の質の向上</p>	<p>令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する</p>
<p>8 発達障害者等の支援⁶</p>	<p>※活動指標のみ設定</p>

⁶ 国の基本指針において、各都道府県や各市町村については、活動指標の設定のみ示されています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人の高齢化・重度化が進む中、施設の入所者にもその傾向は見られ、専門的な支援を必要とする利用者は増えています。本市における地域生活に移行した人数は、増加傾向ですが、地域移行等で施設に空きが生じても新たな利用者が利用するという状況となっています。

また、障害のある人の地域生活の場としてのグループホームの重要性は高まっており、今後も増え続けるグループホーム利用者の高齢化・重度化を見据えると、高い専門性を持つ入所施設の存在がグループホームを下支えする重要な役割を果たすと考えられます。

これらの状況を踏まえ「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の目標と取組を定めます。

① 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末 施設入所者数	目標値		
	船橋市		国
	地域生活移行者数	移行率	移行率
259人	17人	7%	6%以上

(国の目標値)

令和4年度末に施設入所している者が、令和8年度末に6%以上地域生活に移行することを目標とする。

(市の目標値)

本市においては、令和元年度末時点の施設入所者が令和4年度末までに13人地域に移行したことを踏まえ、令和4年度末の施設入所者が、令和8年度末までに地域生活に移行する人数を17人(7%)と見込みます。

② 施設入所者数の削減

令和4年度末 施設入所者数	目標値			
	船橋市		国	
	令和8年度末 施設入所者数	削減数	削減率	削減率
259 人	246 人	13 人	5%	5%以上

(国の目標値)

令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減することを目標とする。

(市の目標値)

本市では、障害のある人の増加、高齢化・重度化が進む中、専門的な支援を必要とする障害のある人は増え続けると見込んでいることから、施設入所支援利用者の削減は困難であると考えますが、これまでの地域生活への移行等の状況を踏まえ、施設入所者の削減数については13人(5%)と見込みます。

福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた主な取組

- ・障害のある人の地域における生活の場としてグループホームが重要な役割を担っていますが、重度障害者や医療的ケアが必要な障害者の需要が見込まれる日中サービス支援型グループホーム（短期入所併設）の施設の新築に係る整備費について、国の助成制度を活用し補助を行っていきます。また、これまで実施してきたグループホームを運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの新設や安定的な運営のための支援に取り組みます。これらの補助を行っていくとともに、船橋市障害福祉施設連絡協議会及び船橋障がい者地域福祉連絡会と連携を図っていきます。
- ・障害のある人の地域生活のためには、市民の障害に対する理解が不可欠です。障害者週間の時期に合わせて開催する障害者週間記念事業などの啓発活動を通じて、市民の障害に対する理解の促進に努めています。
- ・障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用を行っています。
また、市内の障害福祉サービスに関わる方々を構成員とする拠点運営委員会を設置し、課題の抽出や解決方法の検討等の協議を行っています。加えて、市内グループホームの連携強化や資質向上を目的に、官民一体となったグループホーム連絡協議会を設置し、グループホーム職員向けの定期的な研修の実施、グループホーム立ち上げ及び運営への助言等を行っています。
障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることにより、障害のある人が地域生活に移行しやすい環境を整備していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、令和8年度における精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する成果目標が設定されていますが、都道府県が実施主体とされています。

本市では、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標として、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等の見込みを設定し、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する活動指標

	項目名	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
①	保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数の設定	開催回数／年	3回	3回
②	保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数の設定	参加者数／年	62人	67人
③	保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の設定	実施回数／年	1回	1回
④	精神障害者の地域移行支援	人／月	3人	4人
	精神障害者の地域定着支援	人／月	9人	11人
	精神障害者の共同生活援助	人／月	256人	437人
	精神障害者の自立生活援助	人／月	6人	1人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）	人／月	107人	85人

3 地域生活支援の充実

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築、年1回以上の運用状況の検証及び検討の実施を基本とする目標が示されています。

本市では、地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の運用を行っており、拠点運営委員会において運用状況の検証及び検討を実施してきました。引き続き、障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう運用状況の検証及び検討を行っていきます。

また、国の基本指針では強度行動障害を有する障害のある人の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする目標も示されています。

本市においては、強度行動障害のある人への支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに状況や支援ニーズを把握することに加え、県が重度の強度行動障害のある人が必要な支援を受けられるよう運用している支援システム（暮らしへの場支援会議）の活用を検討するなど、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを目標とします。

	項目名	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
①	地域生活支援拠点等の設置	有	有
②	コーディネーターの配置人数	2人	2人
③	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び 検討の回数	1回	1回

4 福祉施設⁷から一般就労への移行等

項目名		令和3年度 実績	令和8年度 見込み	国の目標値
①	福祉施設から一般就労への移行者数	153人	194人 (1.27倍)	1.28倍
②	就労移行支援を利用して一般就労した人数	116人	146人 (1.26倍)	1.31倍
③	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労した者の割合が50%以上の事業所の割合	70%	50%	50%
④	就労継続支援A型を利用して一般就労した人数	25人	30人 (1.20倍)	1.29倍
⑤	就労継続支援B型を利用して一般就労した人数	9人	8人 (0.89倍)	1.28倍
⑥	就労定着支援の利用者数	138人	198人 (1.43倍)	1.41倍
⑦	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	10%	25%	25%
⑧	就労支援部会における地域の就労支援ネットワーク強化等の取組	有	有	有

(福祉施設から一般就労への移行者数)

本市では、市内の就労系サービス事業所、障害者就業・生活支援センターによる障害のある人の就労に向けた取組などにより、福祉施設から一般就労した人の数は、令和3年度に153人、令和4年度は189人でした。

今回の計画における令和8年度の年間一般就労者数については、過去の一般就労者数を考慮し、見込みました。

⁷ 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型自立訓練含む））、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）を行う事業所です。

福祉施設から一般就労への移行に向けた取組

- ・障害のある就職希望者、あるいは在職中の方が抱える問題について、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面・生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターに、国・県が配置している支援員数に1名増員するための補助金を交付します。就職に向けた準備支援や職場定着に向けた支援などのセンターの機能強化を図ることで、より一層の一般就労の促進や職場定着に努めます。
- ・船橋公共職業安定所が主催する障害者雇用促進合同面接会を共催することで、就労を希望する障害のある人と企業をつなげる機会を提供し、一般就労への移行を促進します。
- ・障害者職場実習先開拓員が職場実習先の開拓に積極的に取り組むとともに、職場実習を受け入れた事業者に対して障害者職場実習奨励金を交付することにより、一般就労に向けた職場実習の機会を確保し、就労への円滑化と雇用機会の拡大を促進します。
- ・障害のある人の職場実習や雇用を受け入れた事業所の取組を事例集にまとめ、そのノウハウを広く周知することにより、雇用の推進を図ります。
- ・障害のある人を多数雇用し、働きやすい環境を作るための工夫や、職場実習の受け入れを積極的に行っている等の事業所を船橋市障害者雇用優良事業所「ふなばし♡あったかんぱにー」として表彰し、広く周知することにより、これから雇用を考える事業所へのアプローチを図ります。
- ・特別支援学校在校生の実習や一般企業へ就職した卒業生、雇用を受け入れた事業所による事例発表のほか、障害者雇用を啓発する絵本の刊行、障害者雇用推進・啓発イベント「『はたらく』ということ」の開催等により、障害のある人と共に働くことを考える機会を設けることでダイバーシティの推進を図ります。
- ・企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が、職場定着も含めた一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブソーター養成研修を実施し、障害のある人の就労支援の推進に努めます。
- ・市内の就労移行支援事業所が主体となり開催されている就労移行支援事業所連絡会に、障害者就業・生活支援センター、行政が参加し、障害者就労支援の現場の意見や障害者職場実習先開拓員が開拓した実習先情報等の情報共有等を行っています。障害者就労を有効に促進するためには、専門的知識や機能を有するこれらの機関との連携強化が重要であるので、今後もより一層の連携を図ります。

5 障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

・児童発達支援センターの設置

本市では、児童発達支援センターは2か所設置されています。障害のある子供の健全な発達における中核的な支援機関として、通所支援等を実施する事業所や、こども発達相談センターと連携を図り、重層的な地域支援体制の整備を図ります。

・障害のある子供の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

本市では、保育所等訪問支援は9事業所が指定を受けています。児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を活用することにより、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。また、こども発達相談センターは、巡回相談や研修等を通じて、教育・保育環境の充実を図り、全ての保育所等で障害のある子供が受け入れられる取組等を支援することで、インクルージョンを推進します。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は既に各1か所以上確保されています。今後は、重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、地域における重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

また、在宅生活をおくることが困難な事由が発生した場合の重症心身障害児の受け入れ体制の充実を図るため、県と連携し、東葛南部保健医療圏において重症心身障害児が利用できる入所施設等の整備を推進するとともに、災害や感染症の発生時においても、サービスが安定して継続的に提供されるように、関係機関の連携による日頃からの体制整備を図ります。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本市では、医療的ケア児を含む慢性疾病児童等の支援について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関から委員を構成する船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会にて協議しています。

令和4年度には、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる医療的ケア児等コーディネーターとして、障害児相談支援専門員を6名配置しました。また、支援調整に係る多職種のネットワークの構築を目的に、同協議会に医療的ケア児等コーディネーター部会を設置しました。

引き続き、重症心身障害児者を含む障害児者に対し切れ目のない支援を展開するために開設された千葉県医療的ケア児等支援センター、医療的ケア児等コーディネーター及び関係機関が連携し、必要な支援につなぐための連絡調整や、活用できる社会資源の把握及び情報共有を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に係る活動指標

項目名	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	6人	8人

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする目標が示されています。

本市では、基幹相談支援センター（ふらっと船橋）を設置しており、既にさまざまな障害種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施しています。

また、基幹相談支援センターは船橋障害者相談支援事業所連絡協議会の事務局を担っており、同協議会が主催する研修会の実施等により地域の相談支援体制の強化を図ってきました。

これまでの総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の取組に加え、障害のある人や障害のある子供とその家族が身近な地域で相談できるよう、市内の相談窓口の複数化を進め、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

項目名	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
① 基幹相談支援センターの設置有無	有	有
② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の設定	24件	28件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の設定	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の設定	9件	13件
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回

主任相談支援専門員の配置数	1人	3人
(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
相談支援事業所の参画による事例検討 実施回数	1回	1回
参加事業者・機関数	3	3
専門部会の設置数	4	4
専門部会の実施回数	5回	8回

7 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標が示されています。

本市では、千葉県が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修等に市職員が参加し、専門性を高めています。

また、市内の障害福祉サービス事業所等の適正な運営の確保を図るため、毎年集団指導⁸を実施しています。その中で障害福祉サービス事業所が国民健康保険団体連合会⁹に対してサービス提供費用を請求した内容で誤りが多かったものについて周知しており、必要に応じて千葉県や同連合会と情報を共有しています。加えて、3年に1度の実地指導¹⁰及び不正等が発生した場合の監査¹¹について適正に実施しており、必要に応じて千葉県に内容を報告しています。

引き続き、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を実施していきます。

⁸ 厚生労働省が定める指針に基づき、障害福祉サービス事業所等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う指導形態です。

⁹ 国民健康保険法第83条に基づき、設置しており、保険者（市町村、国民健康保険組合）からの委託を受け、障害福祉サービス事業所等からの請求についての適正な審査と障害福祉サービス事業所等への支払いを行っています。

¹⁰ 障害福祉サービス事業所等の事業所において実地で行う指導形態です。

¹¹ 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、著しい運営基準違反又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当の疑いがあると認められる場合に、自立支援給付等に係る障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的に行います。

障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

項目名	単位	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用			
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数の設定	人数	4人	4人
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有			
障害者自立支援審査支払等システムによる審査の結果を事業所・関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数の設定	体制の有無	有	有
	実施回数	1回	1回
③ 指導監査結果の関係市町村との共有			
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有体制の有無及び共有回数の設定	体制の有無	有	有
	共有回数	0回	必要に応じて実施

8 発達障害者等の支援

本市では、こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配事の相談に応じていますが、保護者等の不安や、顕在化しにくい発達障害を含めた障害のある子供に対し早期から対応していくため、関係機関との連携強化に努めながら、相談体制の充実を図ります。

なお、国の基本指針では、発達障害者等の支援について成果目標は示されていませんが、各都道府県や各市町村において、活動指標としてペアレントトレーニング¹²やペアレントプログラム¹³等の支援プログラム等の受講者数及びプログラムの実施者数、ペアレントメンター¹⁴の人数、ピアサポート¹⁵の活動への参加人数を設定することとされています。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）

本市では、こども発達相談センターでペアレントトレーニングを実施しています。当該事業の受講者数及びプログラムの実施者数を活動指標として見込み、今後も定期的に実施することにより、発達障害のある子供及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

- ・ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターは、千葉県が養成研修を行っております。本市の見込み量は、県からの情報をもとに設定しています。

¹² 保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子供の肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチ。

¹³ 子供や自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。

¹⁴ 発達障害のある子供を育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子供の特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

¹⁵ 同じような共通項と対等性をもつ人同士の支えあい。ここでは、発達障害のある子供を持つ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うものを指しています。

- ・ピアサポートの活動への参加人数

本市では、市所管の児童発達支援事業所（こども発達相談センターたんぽぽ親子教室・ひまわり親子教室）にて、以前に通所していた子供の保護者との情報交換の場を年1回程度設けています。当該事業の参加人数を活動指標として見込み、今後も継続して取り組みます。

発達障害者等の支援に関する活動指標

項目名	令和4年度 実績	令和8年度 見込み
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	7人	16人
② ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	4人	4人
③ ペアレントメンターの人数	2人	3人
④ ピアサポートの活動への参加人数	50人	70人

IV 障害福祉サービス及び相談支援の見込み量 及び見込み量確保の方策

令和5年度から令和8年度までが今回の計画の見込み量となります。なお、実績及び見込み量については、各年度3月の数値を掲載しています。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

	単位		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
居宅介護	時間／月	見込み	9,706	10,296	10,886	12,141	12,792	13,441
		実績	9,817	10,840	—	—	—	—
	人数／月	見込み	695	737	779	788	831	873
		実績	656	704	—	—	—	—
重度訪問介護	時間／月	見込み	11,911	12,635	13,359	18,669	19,671	20,669
		実績	13,464	16,669	—	—	—	—
	人数／月	見込み	68	72	77	74	78	82
		実績	55	66	—	—	—	—
同行援護	時間／月	見込み	2,659	2,821	2,983	2,787	2,936	3,085
		実績	2,314	2,488	—	—	—	—
	人数／月	見込み	134	143	151	129	136	143
		実績	110	115	—	—	—	—
行動援護	時間／月	見込み	921	977	1,033	759	800	841
		実績	722	678	—	—	—	—
	人数／月	見込み	46	48	51	53	55	58
		実績	45	47	—	—	—	—
重度障害者等 包括支援	時間／月	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	—	—	—	—
	人数／月	見込み	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	—	—	—	—

(※事業内容は 13 ページ参照)

(2) 日中活動系サービス I

	単位		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
生活介護	日数／月	見込み	20,571	21,822	23,073	23,204	24,449	25,690
		実績	20,003	20,718	—	—	—	—
	人数／月	見込み	1,072	1,137	1,202	1,164	1,226	1,288
		実績	1,006	1,039	—	—	—	—
生活介護 (重度障害者)	人数／月	見込み	—	—	—	652	687	721
		実績	564	582	—	—	—	—
自立訓練 (機能訓練)	日数／月	見込み	54	57	60	66	70	73
		実績	32	59	—	—	—	—
	人数／月	見込み	3	4	4	4	5	5
		実績	2	4	—	—	—	—
自立訓練 (生活訓練)	日数／月	見込み	606	606	606	1,560	1,644	1,727
		実績	944	1,393	—	—	—	—
	人数／月	見込み	40	40	40	108	113	119
		実績	65	96	—	—	—	—
宿泊型 自立訓練	日数／月	見込み	303	321	340	377	398	418
		実績	297	337	—	—	—	—
	人数／月	見込み	11	12	13	12	13	14
		実績	10	11	—	—	—	—

(※事業内容は 14 ページ参照)

(3) 日中活動系サービスⅡ

	単位		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
就労移行支援	日数／月	見込み	4,084	4,332	4,580	5,453	5,746	6,037
		実績	4,944	4,869	—	—	—	—
	人数／月	見込み	245	260	275	299	315	331
		実績	287	267	—	—	—	—
就労継続支援 A型	日数／月	見込み	4,844	5,423	6,071	5,154	5,431	5,706
		実績	4,466	4,602	—	—	—	—
	人数／月	見込み	270	312	360	268	282	296
		実績	219	239	—	—	—	—
就労継続支援 B型	日数／月	見込み	11,794	12,512	13,229	15,408	16,234	17,058
		実績	12,673	13,757	—	—	—	—
	人数／月	見込み	680	721	763	881	929	976
		実績	710	787	—	—	—	—
就労定着支援	人数／月	見込み	216	276	300	179	189	198
		実績	138	160	—	—	—	—
就労選択支援	人数／月	見込み	—	—	—	—	22	23
		実績	—	—	—	—	—	—

(※事業内容は 15 ページ参照)

(4) 日中活動系サービスⅢ

	単位		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
療養介護	日数／月	見込み	1,094	1,161	1,227	1,007	1,061	1,115
		実績	868	899	—	—	—	—
	人数／月	見込み	35	37	40	32	34	36
		実績	28	29	—	—	—	—
短期入所	日数／月	見込み	1,204	1,278	1,351	1,046	1,102	1,158
		実績	612	934	—	—	—	—
	人数／月	見込み	157	166	176	136	143	150
		実績	63	121	—	—	—	—
短期入所 (重度障害者)	人数／月	見込み	—	—	—	58	61	64
		実績	27	52	—	—	—	—

(※事業内容は 15 ページ参照)

(5) 居住系サービス

	単位		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
自立生活援助	人数／月	見込み	3	1	1	4	1	1
		実績	3	7	—	—	—	—
共同生活援助	人数／月	見込み	631	736	858	904	1,033	1,181
		実績	587	692	—	—	—	—
共同生活援助 (重度障害者)	人数／月	見込み	—	—	—	252	288	329
		実績	169	193	—	—	—	—
施設入所支援	人数／月	見込み	272	270	268	255	251	246
		実績	262	259	—	—	—	—

(※事業内容は 16 ページ参照)

【見込み量確保の方策等】

- ・訪問系サービスについては、事業者に対して、市の実情や国の動向に関する説明会を行い、サービス提供体制の整備を図ります。
- ・日中活動系サービスについては、特別支援学校卒業生の進路先として需要が見込まれていることから、受入れ先となる生活介護事業所等の施設の新築に係る整備費について国の助成制度を活用し、補助を行っていきます。
- ・グループホームについては、重度障害者や医療的ケアが必要な障害者の需要が見込まれる日中サービス支援型グループホーム（短期入所併設）の施設の新築に係る整備費について、国の助成制度を活用し補助を行っていきます。また、これまで実施してきたグループホームを運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの新設や安定的な運営のための支援に取り組みます。
- ・船橋市自立支援協議会専門部会において、本市において必要な障害福祉サービスについての協議を行い、その確保の方策等について検討を行います。
- ・近年、福祉分野において事業所等の人材確保は大きな課題となっており、この課題は障害福祉分野においても同様に生じています。本市では障害福祉サービス事業所に就業した方を対象に介護職員初任者研修及び実務者研修の研修費用を助成しています。障害福祉サービス等の提供のためには人材の確保が不可欠であり、引き続き事業所等と連携を図り人材確保の取組を進めます。
- ・障害者就労施設等の受注の機会を確保するための調達方針を定め、就労継続支援事業所などからの物品等の調達を推進するほか、販売のためのスペースの確保等、障害のある人の自立及び就労の促進に資する取組についても総合的な支援をするよう、努めます。

2 相談支援

	単位		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
地域移行支援	人数／月	見込み	1	1	1	4	5	5
		実績	3	4	—	—	—	—
地域定着支援	人数／月	見込み	13	13	14	16	17	17
		実績	17	14	—	—	—	—
計画相談支援	人数／月	見込み	970	1,035	1,099	1,184	1,255	1,327
		実績	1,045	1,040	—	—	—	—

(※事業内容は 17 ページ参照)

【見込み量確保の方策等】

- ・計画相談支援の利用推進を図るため、サービスを利用している方に対しては、市ホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子供とその家族への相談支援に係る啓発に努めます。
また、事業所の負担となっている困難案件や早急に計画相談支援の利用が必要な緊急案件等について、市からの要請に応じ、基幹相談支援センター（ふらつと船橋）が対応することで、個々の事業所の事務負担軽減及び早急なサービス等利用計画の作成を図り、計画相談支援体制の充実を図ります。
- ・サービス等利用計画の作成を行う計画相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会、社会福祉法人で構成される船橋市障害福祉施設連絡協議会、NPO 法人等で構成される船橋障がい者地域福祉連絡会と連携を図りながら、計画相談支援事業所の整備に取り組みます。また、地域移行支援と地域定着支援については、FAS-net の指定一般部会で協議を行い、利用促進につながる取り組みを行います。

V 地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	単位
理解促進研修・啓発事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

理解促進研修・啓発事業として、障害者週間記念事業、地域交流事業や身体障害者福祉センターが行う教室開催事業、福祉体験事業を実施しました。

【見込み量確保の方策等】

- ・障害のある人などへの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図るため、教室開催事業、福祉体験事業、障害者週間記念事業、地域交流事業を行い、理解促進研修・啓発事業の実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	単位
自発的活動支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

自発的活動支援事業として、ボランティア養成事業、障害福祉団体補助金交付事業、身体障害者福祉センターが行う館外事業（工場見学など）を実施しました。

【見込み量確保の方策等】

- ・障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援し、共生社会の実現を図るため、ボランティア養成事業、障害福祉団体補助金交付事業、館外事業を行い、自発的活動支援事業の実施に努めます。

(3) 相談支援事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
障害者相談 支援事業	見込み	3	4	5	4	5	5	事業実施 箇所数
	実績	2	3	—	—	—	—	
船橋市自立 支援協議会	見込み	有	有	有	有	有	有	設置有無
	実績	有	有	—	—	—	—	
基幹相談 支援センター	見込み	有	有	有	有	有	有	設置有無
	実績	有	有	—	—	—	—	
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・障害者相談支援事業については、基幹相談支援センター（ふらっと船橋）を中心としたネットワークの構築に引き続き取り組みます。また、市内事業者への委託により相談窓口の複数化を進め、市内の相談支援体制の充実を図ります。
- ・船橋市自立支援協議会については、全体会及び専門部会、障害者虐待防止対応連絡会議、障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について引き続き協議を行います。
- ・基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行ってています。当該センターの機能として、総合的・専門的な相談支援や地域移行・地域定着の促進等の機能が挙げられますが、加えて、各相談支援機関とのネットワーク構築による地域の相談支援体制の強化といった広域に及ぶ機能も有しています。また、虐待、触法¹⁶などの困難ケースへの対応を行うほか、地域生活支援拠点システム（あんしんねっと船橋）の機能の一部を担っています。本市では、NPO 法人船橋福祉相談協議会へ基幹相談支援センター業務を委託することで実施しており、今後も継続していきます。

¹⁶ ここでいう「触法」とは法律に触れる行為を指します。基幹相談支援センターでは、法律に触れる行為を行った障害のある人が刑務所などの矯正施設から出所する際などに地域移行・地域定着に向けた取り組みを行うなど、触法障害者の支援を行っています。

【見込み量確保の方策等】

- ・基幹相談支援センター等機能強化事業については、市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談に加え、専門的な能力を有する精神保健福祉士、社会福祉士等を引き続き配置します。また、障害者就業・生活支援センターに対し、県の配置基準の支援員数に1名増員し、就労支援事業所等の関係機関との連携を図ります。

（4）成年後見制度利用支援事業

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	単位
成年後見制度 利用支援事業	見込み	51	57	63	67	75	81	助成件数
	実績	49	56	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・成年後見制度の利用対象者で身寄りがない知的障害者または精神障害者の方は、市が審査の申し立てを行います。また、後見人に対する報酬等の支払いが困難な方については、成年後見制度利用に係る費用を助成し、引き続き、成年後見制度の利用を促進します。

（5）成年後見制度法人後見支援事業

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	単位
成年後見制度 法人後見支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・成年後見制度法人後見支援事業については、船橋市障害者成年後見支援センターによる法人後見等の受託や成年後見制度に関する電話相談による成年後見制度の利用を推進します。

(6) 意思疎通支援事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
手話通訳者 派遣事業	見込み	26	26	26	29	30	30	手話通訳者 登録数
	実績	24	29	—	—	—	—	
	見込み	1,638	1,648	1,657	1,704	1,772	1,842	派遣件数／年
	実績	1,397	1,577	—	—	—	—	
手話通訳者 設置事業	見込み	3	3	3	3	3	3	手話通訳者 設置数
	実績	3	3	—	—	—	—	
	見込み	2,166	2,180	2,195	2,112	2,157	2,202	相談件数／年
	実績	2,159	2,026	—	—	—	—	
要約筆記者 派遣事業	見込み	17	17	17	17	17	17	要約筆記者 登録数
	実績	16	16	—	—	—	—	
	見込み	700	700	700	564	571	578	派遣件数／年
	実績	528	550	—	—	—	—	
要約筆記者 設置事業	見込み	1	1	1	1	1	1	要約筆記者 設置数
	実績	1	1	—	—	—	—	
	見込み	813	813	813	905	917	929	利用・相談件数 ／年
	実績	744	882	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するため、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の育成を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者のイベントなどへの派遣を積極的に行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
介護・訓練 支援用具	見込み	47	56	67	25	25	24	延べ給付件数 ／年
	実績	26	28	—	—	—	—	
自立生活 支援用具	見込み	155	168	182	60	50	43	延べ給付件数 ／年
	実績	101	82	—	—	—	—	
在宅療養等 支援用具	見込み	97	106	116	75	67	65	延べ給付件数 ／年
	実績	107	76	—	—	—	—	
情報・意思疎通 支援用具	見込み	244	272	304	114	108	100	延べ給付件数 ／年
	実績	134	135	—	—	—	—	
排泄管理 支援用具	見込み	14,533	15,289	16,084	14,153	14,323	14,510	延べ給付件数 ／年
	実績	13,647	13,779	—	—	—	—	
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込み	14	16	18	14	21	26	延べ給付件数 ／年
	実績	5	10	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- 用具についての情報収集や、利用者に対して十分な説明をすることにより、サービス内容の理解を図り適切な給付に努めます。また、医療機関等との連携により、障害の特性に応じた用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
手話奉仕員 養成研修事業	見込み	26	26	27	26	26	27	養成講習修了者数 ／年
	実績	24	22	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- 聴覚障害者の意思疎通を推進し、自立と社会参加を促進するために、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託して、手話講習会などを実施し、手話奉仕員の養成を引き続き行います。

(9) 移動支援事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
移動支援事業	見込み	541	533	526	476	478	480	実利用者数／年
	実績	447	419	—	—	—	—	
	見込み	42,268	40,746	39,279	36,154	36,291	36,429	延べ利用時間 ／年
	実績	31,724	31,817	—	—	—	—	
福祉リフト カー事業	見込み	337	351	365	246	246	246	利用件数／年
	実績	228	182	—	—	—	—	
リフトバス 事業	見込み	1,132	1,132	1,132	694	694	694	利用者数／年
	実績	561	694	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・移動支援事業については、屋外での移動が困難な障害のある人の自立生活及び社会参加を促すために、その利用費用の一部を支給します。
- ・福祉リフトカー事業については、移動困難な障害のある人が低価格な移動手段として利用できるよう、事業を継続します。
- ・リフトバス事業については、リフト付きバスを使用し、身体障害者福祉センターにて行っている機能訓練事業の参加者の送迎や、工場見学などの館外事業を行う際の送迎を行うことによって社会参加の促進を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
地域活動支援センターⅠ型 (市内)	見込み	1	1	1	1	1	1	実施箇所数
	実績	1	1	—	—	—	—	
	見込み	240	240	240	240	240	240	実利用人数／年
	実績	170	182	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅠ型 (市外)	見込み	0	0	0	0	0	0	実施箇所数
	実績	0	0	—	—	—	—	
	見込み	0	0	0	0	0	0	実利用人数／年
	実績	0	0	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅡ型 (市内)	見込み	0	0	0	0	0	0	実施箇所数
	実績	0	0	—	—	—	—	
	見込み	0	0	0	0	0	0	実利用人数／年
	実績	0	0	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅡ型 (市外)	見込み	1	1	1	1	1	1	実施箇所数
	実績	1	1	—	—	—	—	
	見込み	1	1	1	1	1	1	実利用人数／年
	実績	1	1	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅢ型 (市内)	見込み	5	5	5	4	4	4	実施箇所数
	実績	5	4	—	—	—	—	
	見込み	35	35	35	23	23	23	実利用人数／年
	実績	28	23	—	—	—	—	
地域活動支援センターⅢ型 (市外)	見込み	5	5	5	4	4	4	実施箇所数
	実績	6	4	—	—	—	—	
	見込み	3	3	3	3	3	3	実利用人数／年
	実績	4	3	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・地域活動支援センターⅠ型については、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動を行い、精神障害者の社会復帰と自立と社会参加の促進を図ります。本市では、NPO 法人船橋こころの福祉協会が指定管理者として船橋市地域活動支援センター（オアシス）を運営しています。

【見込み量確保のための方策等】

- ・地域活動支援センターⅡ型については、地域において雇用及び就労が困難な在宅障害者に対し、自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、障害のある人の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行ってています。本市においては、地域生活支援の場として、運営の安定化を図ります。（※関連する市町村：市原市）
 - ・地域活動支援センターⅢ型については、地域の障害のある人のための援護対策として、創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行っています。本市においては、地域生活支援の場として、運営の安定化を図ります。
- （※関連する市町村：千葉市、鎌ヶ谷市、松戸市）

（11）専門性の高い相談支援事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
障害児等療育支援事業	見込み	10	10	10	9	9	9	事業実施箇所数
	実績	10	9	—	—	—	—	

【見込み量確保のための方策等】

- ・在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児が、地域で自立した生活を送れるように、委託事業者を通じて障害福祉サービス等の利用援助や療育に関する情報、制度の周知を図ります。

(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	単位
手話通訳者 養成研修事業	見込み	16	16	16	16	16	16	養成講習 修了者数 ／年
	実績	14	13	—	—	—	—	
要約筆記者 養成研修事業	見込み	7	7	7	7	7	7	養成講習 修了者数 ／年
	実績	7	5	—	—	—	—	
盲ろう者向け 通訳・介助員 養成研修事業	見込み	2	2	2	2	2	2	養成講習 修了者数 ／年
	実績	1	2	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・手話通訳者・要約筆記者養成研修事業については聴覚障害者の自立と社会参加を促進するために、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託し、手話通訳者・要約筆記者の養成を引き続き行います。
- ・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、盲ろう者の自立と社会参加を促進するために、NPO 法人千葉県盲ろう者友の会に委託し、盲ろう者通訳・介助員の養成を引き続き行います。

(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (広域的な派遣)	見込み	4	4	4	4	4	4	利用件数／年
	実績	2	6	—	—	—	—	
盲ろう者向け通訳 ・介助員派遣事業	見込み	127	127	127	110	110	110	利用件数／年
	実績	99	67	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業（広域的な派遣）については、遠方での聴覚障害者の社会活動、社会参加を支援するために、関係機関と連携をとり、引き続き手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、盲ろう者の自立と社会参加を促進するためにNPO法人千葉県盲ろう者友の会に委託し、盲ろう者通訳・介助員の派遣を引き続き行います。

※上表のほか、失語症者向け意思疎通支援については、千葉県が意思疎通支援者の養成研修を実施していますが、派遣事業は実施していません。県内で平等に支援を受けられる体制の構築が必要と考えられるため、千葉県に対し、派遣事業の実施を働きかけていきます。

(14) その他事業

【日常生活支援】

事業名		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	単位
福祉ホーム事業	見込み	10	10	10	10	10	10	実利用人数 ／年
	実績	7	6	—	—	—	—	
訪問入浴 サービス事業	見込み	4,380	4,687	5,015	5,211	5,415	5,626	延べ利用件数 ／年
	実績	4,197	4,361	—	—	—	—	
生活訓練等事業								
生活支援事業	見込み	584	584	584	610	610	610	延べ利用件数 ／年
	実績	514	591	—	—	—	—	
中途失聴者・ 難聴者手話 講習事業	見込み	15	15	15	15	15	15	講習開催数 ／年
	実績	14	15	—	—	—	—	
日中一時支援事業	見込み	718	800	835	823	811	799	利用者数 ／年
	実績	743	678	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・福祉ホーム事業については、経済的には自立能力がありながら、身体上の障害のために一般の住宅では生活を営むことが困難な身体障害者に居室その他の設備を提供し、自立の促進を図ります。
- ・訪問入浴サービス事業については、今後もサービス利用費用の一部を支給し、保健衛生上の向上と介護者の負担軽減を図ります。
- ・生活支援事業については、視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を実施し、その利用の推進を図りながら、視覚障害者の自立と社会参加の推進を図ります。
- ・中途失聴者・難聴者手話講習事業については、手話の学習を通じ、交流を深め、社会参加を促進することを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。
- ・日中一時支援事業については、近年、家族の就労支援や一時的な休息の場としてサービス利用に対するニーズが増大していることから、引き続きサービス利用費用の一部を支給し、今後も支援の場を確保していきます。

【社会参加支援】

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
点字・声の 広報発行事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	
自動車運転 免許取得事業	見込み	5	5	5	5	5	5	助成件数 ／年
	実績	5	5	—	—	—	—	
自動車改造費 助成事業	見込み	8	8	8	7	7	7	助成件数 ／年
	実績	6	3	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・点字・声の広報発行事業については、文字による情報入手が困難な障害のある人などのために、点訳、音声訳により、広報ふなばしや、ふなばし市議会だよりを定期的または必要に応じて適宜、障害のある人などに提供し続けていきます。
- ・自動車運転免許取得事業については、身体障害者の社会参加を促進するため、引き続き、身体障害者の運転免許取得の費用の一部を助成します。
- ・自動車改造費助成事業については、身体障害者の社会参加を促進するため、引き続き、身体障害者の所有している自動車の改造費用の一部を助成します。

【就業・就労支援】

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
更生訓練費 給付事業	見込み	19	19	19	22	22	22	実利用者数 ／年
	実績	21	27	—	—	—	—	
知的障害者 職親委託事業	見込み	1	1	1	1	1	1	実利用者数 ／年
	実績	1	1	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- 更生訓練費給付事業については、自立訓練・就労移行支援を利用し、利用者負担額が生じない人に対し、物品の購入その他実習及び機能訓練を受けるために必要な費用を支給することにより、障害のある人の社会復帰の促進を図ります。
- 知的障害者職親委託事業については、知的障害者の更生援護を職親（知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する方であって、市町村が適当と認める者をいう。）に委託する事業で、今後も継続に努めます。

【障害支援区分認定等事務】

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
障害支援区分 認定等事務	見込み	1,190	1,106	1,501	1,576	1,490	1,558	審査判定件数 ／年
	実績	1,184	1,186	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- 障害支援区分認定等事務については、障害者総合支援法に基づき設置された市町村審査会において、適切かつ効率的に障害支援区分認定基準に照らした審査判定を引き続き行います。

(15) 地域生活支援促進事業

事業名		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	単位
障害者虐待防止 対策支援事業	見込み	有	有	有	有	有	有	実施有無
	実績	有	有	—	—	—	—	
重度訪問介護利 用者等大学等修 学支援事業	見込み	—	—	—	1	1	1	実利用者数 ／年
	実績	—	—	—	—	—	—	
重度障害者等就 労支援特別事業	見込み	—	—	—	2	2	2	実利用者数 ／年
	実績	—	—	—	—	—	—	

【見込み量確保の方策等】

- ・船橋市障害者虐待防止センター（はーぶ）を設置し、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めています。当該センターが実施する研修などの普及啓発活動を継続することで、地域住民の意識喚起及び関係団体等の連携強化を図ります。また、困難案件等の個別ケースについて協議を行い、対応や支援方針の助言を行う場として、引き続き障害者虐待防止対応連絡会議を開催します。
- ・重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業においては、広報活動を実施することで、対象者への周知活動を図ります。また、個別案件については、大学や相談支援事業所などの団体と連携し、円滑な審査認定業務を行っていきます。
- ・重度障害者等就労支援特別事業においては、広報活動を実施することで、対象者への周知活動を図ります。また、個別案件については、関係機関や相談支援事業所などの団体と連携し、円滑な審査認定業務を行っていきます。

VI 障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量 及び見込み量確保の方策

令和6年度から令和8年度までが今回の計画の見込み量となります。なお、障害児通所支援の実績及び見込み量については、各年度3月の数値を掲載しています（保育所等訪問支援については、各年度の1月あたりの平均の数値を掲載しています）。

1 障害児通所支援

	単位		R3年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
児童発達支援	日数 ／月	見込み	6,055	6,321	6,586	10,533	11,829	13,283
		実績	7,425	8,352	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	609	645	680	1,143	1,323	1,532
		実績	737	852	—	—	—	—
放課後等 デイサービス	日数 ／月	見込み	13,695	15,261	16,826	19,094	21,137	23,398
		実績	13,698	15,581	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	1,125	1,245	1,366	1,559	1,752	1,970
		実績	1,104	1,234	—	—	—	—
保育所等 訪問支援	日数 ／月	見込み	20	20	20	144	179	213
		実績	36	75	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	10	10	10	115	143	171
		実績	23	59	—	—	—	—
居宅訪問型 児童発達支援	日数 ／月	見込み	20	20	20	20	20	20
		実績	9	8	—	—	—	—
	人数 ／月	見込み	10	10	10	10	10	10
		実績	1	1	—	—	—	—

（※事業内容は27ページ参照）

【見込み量確保の方策等】

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日数、利用人数は平成24年度の制度開始以後、増加傾向にあります。今後もさらなる需要が見込まれることから、関係機関と連携をとり、必要なサービスが適切に提供できるよう支援の充実を図ります。保育所等訪問支援についても、事業の周知が進んだことから、近年は増加傾向です。

障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が義務化された中、保育所等訪問支援は、本市こども発達相談センターの巡回相談とあわせ、インクルージョンを推進するために重要な事業であることから、事業者・訪問先機関・利用者への制度の周知を進めます。また、事業者と訪問先である保育所や学校等が子どもたちの育ちの場において連携することができる体制づくりを促進します。

2 障害児相談支援

各年度の1月あたりの平均の数値を掲載しています。

(※事業内容は28ページ参照)

	単位		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
			利用	利用	利用	利用	利用	利用
障害児相談支援	人数 ／月	見込み	315	332	341	530	588	654
		実績	327	429	—	—	—	—

【見込み量確保のための方策等】

障害児相談支援の利用者数及び利用率は、年々増加しています。今後も、障害児通所支援の利用者の増加とともに、障害児相談支援の必要量も増加するとみられ、障害児相談支援の提供体制の拡充が課題となっています。

障害児相談支援は、支援を行う関係機関をつなぐ中心となる重要な役割であることから、船橋障害者相談支援事業所連絡協議会等と連携を図りながら、質の向上とあわせ、提供体制の拡充に取り組みます。

VII 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進

1 制度等の周知

新たな制度や事業の実施にあたっては、障害のある人や障害のある子供が必要とするサービスを受けられるよう、事業所を一定の場所に集めて講習等を行う集団指導や事業所が集まる協議会等の場を活用して、周知を行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

2 制度の円滑な実施

地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（ふらっと船橋）、市の担当部局、関係行政機関、保健医療機関、教育機関、福祉施設、事業者団体及び障害者団体などの連携によるネットワークの構築に引き続き取り組むとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施と障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進体制の強化に努めます。

3 計画達成状況の点検及び評価

毎年度、計画の達成状況の点検・評価をし、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。この点検・評価をもとに、計画推進のための新たな施策を検討していきます。また、計画作成時には、船橋市自立支援協議会や市民に対して、意見聴取を行います。

第7期船橋市障害福祉計画及び第3期船橋市障害児福祉計画

発行日：令和6年（2024年）3月

発行：船橋市

編集：健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課
こども家庭部 療育支援課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

障害福祉課

TEL 047-436-2307 FAX 047-433-5566

e-mail shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

療育支援課

TEL 047-436-2121 FAX 047-436-2549

e-mail ryoiku@city.funabashi.lg.jp